

# 舞鶴市文化財保存活用地域計画 (案)

令和3年1月

舞鶴市



## 目次

序章 舞鶴市文化財保存活用地域計画作成にあたって	1
1. 計画作成の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	4
4. 自己評価の参考値	4
5. 体制および経緯	5
6. 用語の定義	6
第1章 舞鶴市の概要	7
1. 自然的・地理的環境	7
(1) 位置および地勢・土地利用等	7
(2) 地質・土壌	9
(3) 気候	11
(4) 生態系	12
2. 社会環境	13
(1) 人口・世帯数等	13
(2) 行政単位の変遷と東西の市街地	14
(3) 産業	15
(4) 交通網	17
(5) 都市計画等	18
3. 舞鶴市の歴史文化の成り立ち	21
(1) 先史（縄文時代・弥生時代）	21
(2) 古代（古墳時代・飛鳥時代・奈良時代・平安時代）	22
(3) 中世（鎌倉時代・南北朝時代・室町時代・戦国時代）	24
(4) 近世（安土桃山時代・江戸時代）	26
(5) 近現代（明治時代・大正時代・昭和時代・平成時代）	30
第2章 舞鶴市の文化財の概要と特徴	34
1. 指定等文化財の概要と特徴	34
2. 未指定文化財の概要と特徴	46
(1) 建造物	46
(2) 美術工芸品	47
(3) 民俗文化財	47
(4) 史跡名勝	48
(5) 文化的景観・伝統的建造物群	48
(6) その他	48
第3章 舞鶴市の歴史文化の特徴	49

第4章 歴史文化遺産の把握調査	52
1. 既存の歴史文化遺産調査の概要	52
2. 歴史文化遺産調査の課題	56
(1) 歴史文化遺産調査の分布と傾向	56
(2) 歴史文化遺産調査の課題	56
3. 歴史文化遺産調査実施の方針	58
第5章 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本理念・方針と措置	59
1. 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題	59
(1) 歴史文化遺産の探る・学ぶ取り組みに係る課題	59
(2) 歴史文化遺産の活用に係る課題	59
(3) 歴史文化遺産の保存・防災に係る課題	60
(4) 歴史文化遺産を保存・活用する仕組みづくりに係る課題	61
(5) 関連文化財群のテーマごとの課題	61
2. 歴史文化遺産保存・活用の基本理念と基本方針	63
(1) 基本理念	63
(2) 基本方針	64
3. 歴史文化遺産の保存と活用に関する措置	70
(1) 歴史文化遺産の探る・学ぶ取り組みに係る措置	71
(2) 歴史文化遺産の活用に係る措置	73
(3) 歴史文化遺産の保存・防災に係る措置	75
(4) 歴史文化遺産を保存・活用する仕組みづくりに係る措置	77
(5) 歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用に係る措置	78
第6章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制	81
1. 舞鶴市の体制	81
2. 推進体制の構築	83
(1) 庁内連携の推進	83
(2) 市民・団体との連携の推進	83
(3) 外部の専門家との連携の推進	83
(4) 広域連携の推進	84
3. 計画の推進・進捗管理	85
参考資料	87
資料1 未指定の歴史文化遺産一覧	87
資料2 調査成果文献一覧	91
資料3 関連文化財群のテーマと構成文化財	97
資料4 計画骨子	133

# 序章 舞鶴市文化財保存活用地域計画作成にあたって

## 1. 計画作成の背景・目的

舞鶴市は、舞鶴湾という良港を有する都市として、海とともに発展してきた。なかでも海人開基の伝承をもつ松尾寺の国宝・重要文化財の仏教美術品、重要文化財に指定され、日本遺産の構成文化財でもある舞鶴旧鎮守府倉庫施設、ユネスコ世界記憶遺産（世界の記憶）に登録された舞鶴引揚記念館収蔵資料、天然記念物であるとともに神の島として現在も信仰の対象である冠島など、海と関連するものも多く、それらは日本を代表する文化遺産である。一方では、文化財としては未指定であるものの吉原・成生<sup>よしわら なりゅう</sup>など漁業集落の歴史的な景観をはじめ伝統的な民家の残る集落、各地の寺社仏閣、祭礼芸能や伝統行事などの民俗文化等、市民の暮らしに息づく「歴史文化遺産」<sup>1</sup>も数多く受け継がれている。

しかし、これらの歴史文化遺産は、必ずしもまちづくりに効果的に活かされてきたとは言い難く、特に、地域が主体となって受け継いできた歴史文化遺産は、人口減少や少子高齢化による担い手の減少などにともない、喪失の危機に瀕しているものも少なくないという課題を抱えている。

舞鶴市では、このような状況を打開し、市民を中心とした歴史文化を活かしたまちづくりを展開すべく、様々な取り組みを進め、平成 24 年(2012)には、文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞し、平成 27 年には引揚記念館収蔵資料が世界記憶遺産に登録、平成 28 年には「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」のストーリーが文化庁の日本遺産に認定、平成 29 年には「舞鶴の海軍施設と都市計画」が日本イコモス国内委員の選ぶ日本の 20 世紀遺産 20 選に選定された。また、文化財等の調査や研究についても一定の成果や蓄積がみられ、市民の歴史や文化に対する意識も高まりをみせてきている。

こうした背景を受けて、平成 30 年（2018）3 月に、歴史文化遺産の総合的な保存・活用のためのマスタープランとなる「舞鶴市歴史文化基本構想」を策定した。構想策定以降、舞鶴市の多様な歴史文化遺産の保存・活用をより一層効果的に進め、まちづくりへと発展していくために、市民をはじめ、専門家や行政、企業等を含めた多様な主体が協働して取り組みを展開するための目標や方針の共有を図ること、また、取り組みを後押しする仕組みを整えていくこと、歴史文化遺産の魅力を高める取り組みを進めることなど、継続した活動を展開してきた。

一方、平成 29 年（2017）には文化芸術基本法が改正され、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるように配慮することが基本理念に追加された。舞鶴市においても、平成 29 年 6 月に「舞鶴市文化振興基本計画」を策定し、歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進に向けた取り組みを文化芸術の面からも位置づけている。

このように、文化財の保存・活用に向けた機運が高まるなか、平成 30 年（2018）6 月の文化財保護法の改正により、歴史文化遺産の保存と活用について法的根拠をもたせたアクションプランとして「文化財保存活用地域計画」制度が確立された。

舞鶴市を取り巻く状況ならびに法制度等の整備を受けて、舞鶴市における歴史文化遺産の保存・活用に地域社会総がかりで取り組み、ふるさとに対する誇りと愛着の醸成、いきいきとしたまちづくりを深化させることを目的として、長期的な歴史文化遺産の保存・活用の方向性を示すマスタープランであり、かつ具体的な事業を定めたアクションプランである「舞鶴市文化財保存活用地域計画」を作成する。

<sup>1</sup> 用語の定義については 6 頁参照。

## 2. 計画の位置づけ

舞鶴市では、平成31年(2019)に「第7次舞鶴市総合計画」を策定し、都市像として「ひと・まちが輝く 未来創造・港湾都市 MAIZURU」を掲げている。さらに、計画の基本理念としては「次代を担う若者や子どもたちに夢と希望を お年寄りには感謝を～誰もが心豊かに暮らせるまちを目指して～」としている。

第7次舞鶴市総合計画を推進するための「前期実行計画」(計画期間:2019~2022年度)を策定し、この前期実行計画では、まちづくり戦略として、「心豊かに暮らせるまちづくり」・「安心のまちづくり」・「活力あるまちづくり」の3つの戦略のもとに、まちづくり戦略の共通方策として、「市民と共に進めるまちづくり」・「持続可能なまちづくり」・「市民の期待に応える市役所運営」を市政運営の基本姿勢としている。さらに同実行計画では、「心豊かに暮らせるまちづくり」のなかで、「生涯を通じて健幸(健康・幸福)で文化的なまち」を掲げ、「歴史文化遺産の活用によるまちづくり」を進める方策として「歴史文化遺産の活用の推進」・「継続的な調査の実施と新たな歴史文化遺産の発掘」・「歴史文化遺産の継承の推進」をあげている。

また、平成29年に「舞鶴市文化振興基本計画」を策定しており、市民一人ひとりが文化を支える担い手となって、文化の振興を図っていくことが重要としている。

さらに、令和2年(2020)策定の「第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては「歴史文化遺産の活用によるまちづくり」として、「赤れんが博物館などの近代化遺産の魅力発信とふるさと学習の推進」・「舞鶴引揚記念館における新たな事業の展開」・「魅力ある教育プログラムの構築」・「田辺城趾を拠点としたまちづくりの推進」・「伝統行事や民俗芸能の記録映像の作成」・「所有者や自治会等が行う文化財保全事業の支援」・「舞鶴市文化財保存活用地域計画の作成」を施策として掲げ、着実な取り組みを進めることとしている。

文化財保存活用地域計画は、文化庁長官が認定する計画であるが、認定の際には文化財保護法第183条の3第5項において設ける3つの基準に適合することが必要とされる。その基準のひとつとして、「文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること」が示されている。

京都府では、令和2年に「京都府文化財保存活用大綱」を策定し、目指すべき将来像を「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること」として、下記のような方針を定めている。

表序-1 京都府文化財保存活用大綱の基本方針

### 【①文化財指定等による保護の促進】

未指定文化財の調査の充実／文化財の指定等の推進／地域にとって文化財の持つ意味やその価値を明らかにする／関係機関との幅広い連携／文化財所有者への支援

### 【②文化財保護体制の強化】

地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくり／文化財保護にかかわるさまざまな団体や関係機関の連携強化／保存と活用への幅広い経験を持つ人材を配置／将来にわたる文化財の保護、継承の担い手の育成

### 【③文化財保護を支える技術等の継承】

修理等に関わる技術の継承／文化財の修理に必要な材料、道具類を扱う産業の継続

### 【④文化財の地域的な保存・活用の促進】

地域コミュニティの活性化、まちづくり施策、地域の福祉に大きな役割／未指定を含めた、文化財を面的に把握、価値づけ、幅広く保存・活用／文化財の保存と活用の均衡を重視

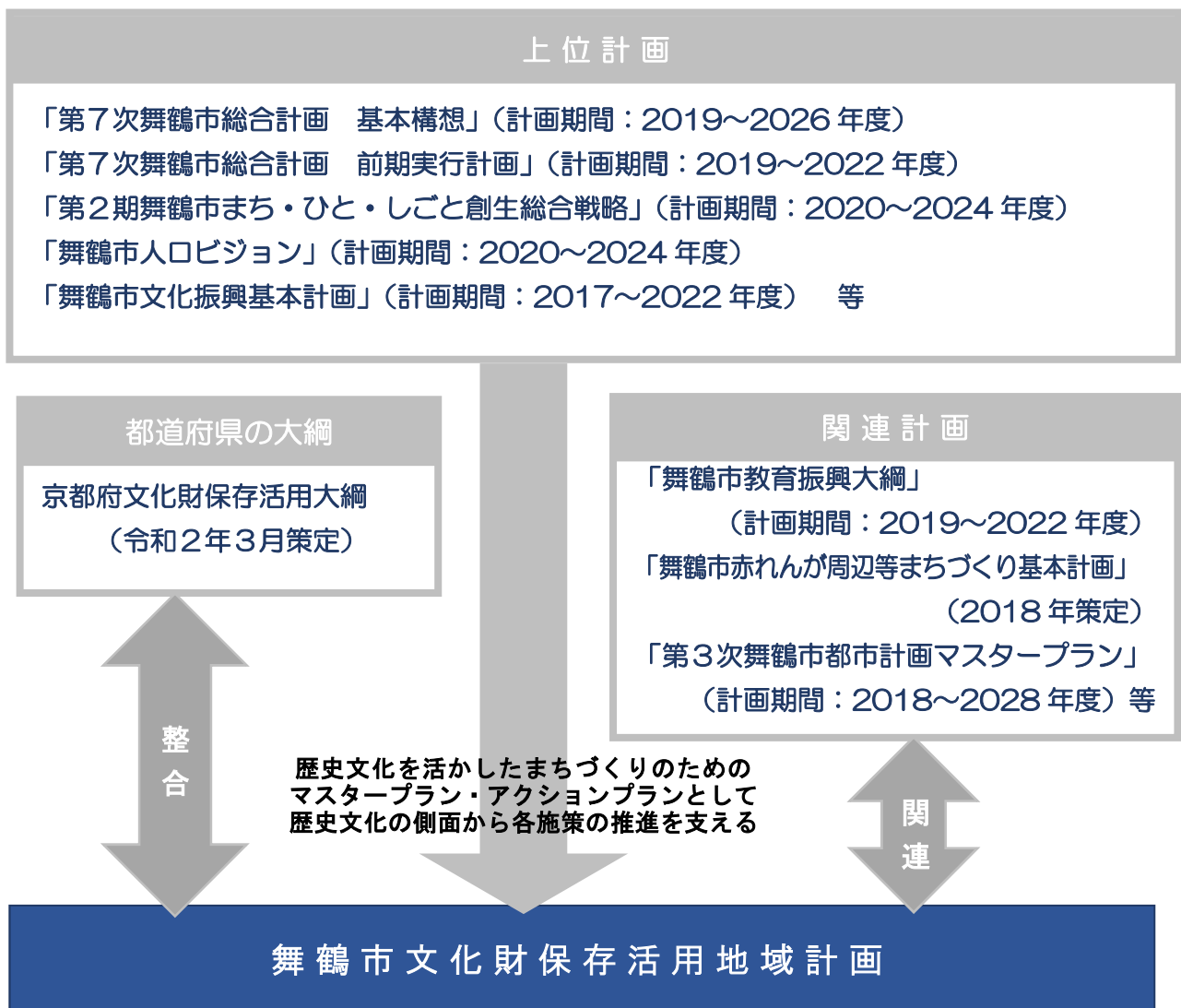
また、京都府文化財保存活用大綱では、広域連携に対する市町村の取り組みへの支援を掲げ、府内各地域の個性豊かな文化や地域資源等を活かすため「もうひとつの京都」の取り組みを示している。

舞鶴市は「海の京都」エリアに含まれ、京都府北部5市2町とともに、様々な取り組みの連携が必要とされる。

舞鶴市文化財保存活用地域計画は、舞鶴市の上位計画や関連計画の目標・戦略に基づき、京都府文化財保存活用大綱と整合する、舞鶴市における歴史文化を活かしたまちづくりのためのマスタープランであり、具体的な事業を示すアクションプランとする。

舞鶴市において舞鶴市文化財保存活用地域計画を作成することは、生活やまちづくりの基盤として欠くことのできない豊かな歴史文化遺産を将来に向けて引き継ぐ重要な役割を果たすこととなる。

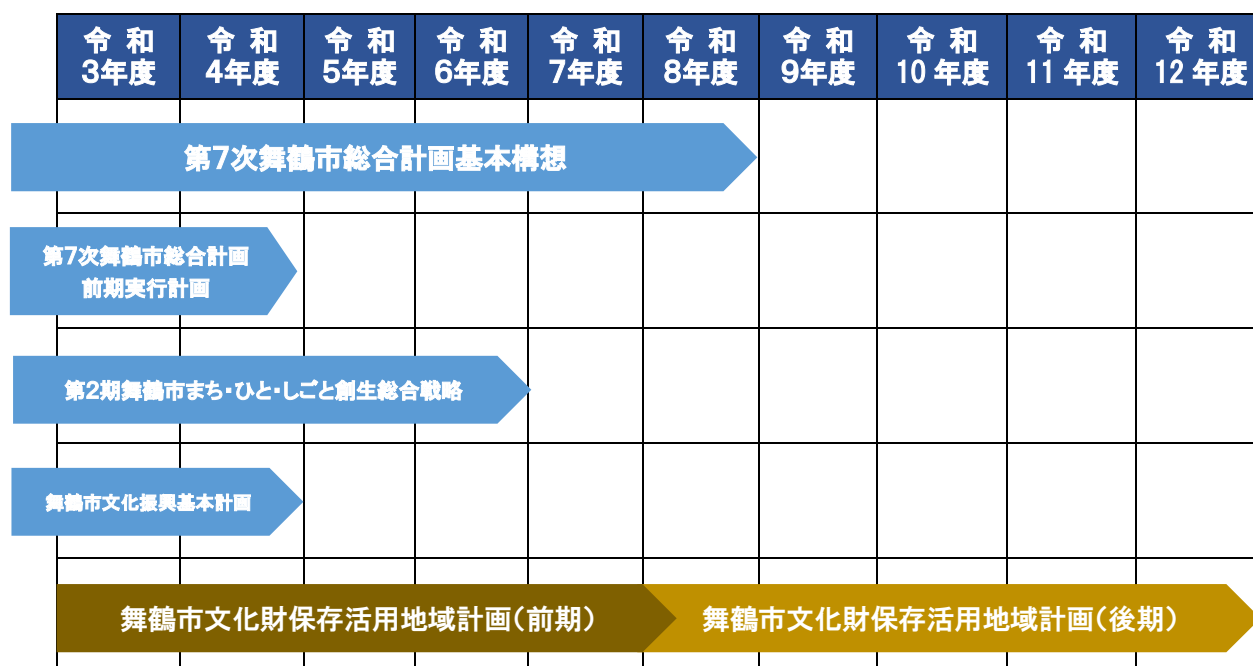
したがって、自然環境の保全や農林水産業・商工業の活性化、観光振興、学校教育、地域間交流や生涯学習など、各分野の施策の推進にあたっては、歴史文化遺産の保存・活用との関係を考慮することが不可欠であり、本計画はこれらの施策の効果的な推進を後押しする役割を担う計画でもある。



図序- 1 舞鶴市文化財保存活用地域計画の位置づけ

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年）から令和12年度の10年間とする。なお、本計画に基づく事業計画は、第7次舞鶴市総合計画、同前期実行計画、第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略、舞鶴市文化振興基本計画の計画期間などと連携するものとし、第7次舞鶴市総合計画基本構想の計画期間が終了する令和8年度に合わせ、事業成果の検証・評価を行い、課題を再整理して、必要な見直しを行う。



図序-2 上位計画と文化財保存活用地域計画の計画期間の関連

### 4. 自己評価の参考値

第7次舞鶴市総合計画前期実行計画では、その数値目標を「人口10万人のにぎわい」をもつまちの指標として「経済人口10万人」を掲げている。経済人口とは、定住人口の減少を補う交流人口・地域消費額の拡大を図ることを目的として算出したものである。

本計画においても、この数値目標を参考に、歴史文化遺産を活用した交流人口の拡大を計画の進捗管理の指標とする。なお、第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略で示されている令和6年（2024年）に設定されているKPI（数値目標）は、計画の進捗管理と自己評価の参考数値とする。

#### <経済人口の算出式>

$$\text{経済人口} = \text{定住人口} + \text{交流人口} \times \frac{\text{地域消費額}}{\text{定住人口1人あたりの地域消費額}} \quad (\ast)$$

※定住人口1人あたりの地域消費額（約85万円）

＝定住人口1人あたりの年間消費支出額（約125万円）×地域消費割合（約68%）



## 5. 体制および経緯

舞鶴市に所在する多様な分野の歴史文化遺産の特徴を的確に把握するとともに、市民が共感できる計画として取りまとめるため、学識経験者、各種団体の代表者、行政関係者等の合計13名で構成する「舞鶴市文化財保存活用地域計画策定懇話会」（表序-2）を設置して検討した。

令和2年（2020）8月31日の第1回懇話会を皮切りに、11月30日に第2回懇話会、令和3年2月●日に第3回懇話会、●月●日に第4回懇話会を開催した。

表序-2 舞鶴市文化財保存活用地域計画策定懇話会

区分・専門		氏名	所属・役職	備考
学識経験者	建築学	日向 進	京都工芸繊維大学名誉教授	会長
	考古学	菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授	副会長
	歴史地理学 文化的景観学	上杉 和央	京都府立大学文学部准教授	
	民俗学	八木 透	佛教大学歴史学部教授	
各種団体		高橋 聡子	舞鶴市文化財保護審議会会長	
		松尾 象空	文化財所有者（松尾寺住職）	
		澁谷 恵一	舞鶴自治連・区長連協議会理事	
		伊庭 節子	舞鶴観光ガイドボランティアけやきの会会長	
		吉岡 久	（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社舞鶴地域本部事務局長	
行政関係者		小畑 真奈美	舞鶴市観光振興課長	
		吉田 章洋	舞鶴市都市計画課長	
		山本 仁士	舞鶴市企画政策課長	
		稗田 洋子	舞鶴市学校教育課指導主事	
オブザーバー		京 都 府	（教育庁指導部文化財保護課）	
事務局		藤崎 浩志	舞鶴市市民文化環境部長	
		福本 一夫	舞鶴市文化スポーツ室長	
		左織 美紀恵	舞鶴市文化振興課長	
		長嶺 睦	舞鶴市文化振興課文化財係長	
		神村 和輝	舞鶴市文化振興課文化財係主査	
		松崎 健太	舞鶴市文化振興課文化財係主査	

## 6. 用語の定義

### 「文化財」と「歴史文化遺産」

本計画における「文化財」とは、文化財保護法第2条で規定する有形文化財（建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書ならびに考古資料およびその他の学術上価値の高い歴史資料等）、無形文化財（演劇・音楽・工芸技術その他の文化的所産等）、民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件等）、記念物（貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅・庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳その他の名勝地ならびに動物・植物および地質鉱物等）、文化的景観、伝統的建造物群のうち、歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値の高いものをいい、これを「指定等文化財」<sup>2</sup>とする。また、京都府文化財保護条例や舞鶴市文化財保護条例に定める「文化財」の概念も文化財保護法に準じている。

一方、近年、地域の歴史や文化の価値が再認識されるなかで、地域の人々の暮らしと深く関わり、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産の価値や魅力が見直されてきている。

そこで、本計画では、指定等文化財を含め、先人によって生まれ、現代に伝えられた知恵・経験・活動の成果および多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産（一体となって価値を形成する周辺環境を含む）を歴史文化遺産と定義し、文化庁の指針<sup>3</sup>の対象とする「文化財」と同等のものと位置づけ、全ての歴史文化遺産を本計画の対象とする。したがって、本計画における歴史文化遺産は、地域の風土を基盤として、先人の営みを今に伝えるもの、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、市民が未来へ向かって活用・継承するものと定義づける。



図序-3 「文化財」と「歴史文化遺産」の定義

<sup>2</sup> 文化財保護法令に基づく指定・登録・選択・選定をいう。

<sup>3</sup> 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（文化庁、2019年）